

平成29年6月21日

保 護 者 様

大阪市立昭和中学校
校長 田積直子

非常災害時等の措置について（確認）

梅雨の候、保護者の皆様にはますますご清祥のこととお喜び申しあげます。平素は本校の教育活動にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、非常災害時の措置については以下の通りとなりますのでご確認ください。

記

1 臨時休業する場合

- ・午前7時の時点で「大阪市」に「暴風警報」もしくは「特別警報」が発令されているとき。
- ・午前7時現在、JR大阪環状線及び大阪市営地下鉄（ニュートラムを含む）の双方が全面運休しているとき。
- ・地震に係る「警戒宣言」が発表されたとき。

2 授業時間帯に暴風警報・特別警報の発令された場合

- ・校内にて生徒の安全確保をはかった後、校区や通学路の安全を確認できしだい、下校させます。
- ・保護者が不在であるなど、帰宅させることにより生徒の安全の確保が難しいご家庭については、ご連絡ください。保護者が迎えに来るなど、安全が確保されるまで生徒を学校で待機させます。

3. 生徒在校中に震度5強以上の地震が起きた場合

- ・原則として生徒たちを学校に待機させます。第1次避難もしくは第2次避難で安全確保するとともに、被害状況を把握した後、生徒を帰宅させる準備をします。その際、ご提出いただいている「生徒引き渡しカード」にしたがい、引取り者に引き継ぎ下校していただきます。詳しくは4月配付の「災害時の生徒引き渡しカードについて」をご覧ください。

臨時休業等により学校給食が実施されなかつた場合は、給食費の返金がありませんのでご了承ください。